

防医学学第544号

26. 4. 1

事務局 長
医学教育部 長
病院 長
教務部 長 殿
学生部 長
図書館 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

技官候補看護学生心得について（通達）

改正 平成27年 4月 1日
平成28年 4月 1日
平成29年 3月30日
令和 3年 3月29日

標記について、別冊のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別冊

防医学学第544号（26.4.1）別冊

技官候補看護学生心得

技官候補看護学生心得

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 勤務学生（第4条－第11条）
- 第3章 申請及び報告（第12条－第14条）
- 第4章 起居容儀（第15条－第32条）
- 第5章 休暇等（第33条－第37条）
- 第6章 健康管理（第38条）
- 第7章 安全管理（第39条）
- 第8章 非常時の行動（第40条）
- 第9章 雑則（第41条－第42条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この技官候補看護学生心得は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の技官候補看護学生（以下「学生」という。）の服務及び学生生活に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この技官候補看護学生心得において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）休日等－土、日、祝日、代休日及び休暇をいう。

（2）寄宿舍－技官候補看護学生寄宿舍

（学生生活の心構え）

第3条 学生は、将来保健師及び看護師である防衛技官として医療に従事する崇高な使命を自覚し、常に学生としての誇りを持ち、その本分とする学業に励み、規律ある学生生活を送るよう心がけるとともに、良き伝統の育成に努めるものとする。

2 上級生は積極的に下級生を善導するものとし、率先垂範に努めるとともに、その指導に当たっては、人格を尊重し、親愛の情をもって行うものとする。

3 下級生は、上級生の指導に対しては、常に謙虚な態度をもってこれに従うものとする。

4 同期生は、温かい友情と堅い信頼をもって結ばれ、相携えて学生としての修養と向上に努めるものとする。

5 学生は、勤務学生（第2章の勤務学生をいう。）の勤務上の指揮及び指示並びに学生生活全般に関する指示・指導に従わなければならない。

6 学生は、学友会等の諸活動に積極的に参加するものとする。

第2章 勤務学生

(勤務学生制度の目的)

第4条 勤務学生制度は、学生自体の自立的サービスを通じて、看護師として病院の看護に係る、諸業務を処理するための基礎能力を実地に体験し、修得させることを目的とする。

(勤務学生)

第5条 勤務学生の名称、サービスする学年、サービス人員、サービス期間及び指名者は、次の表に掲げるとおりとする。

(学生長等長期勤務学生)

名 称	サービス学生	サービス人員	サービス期間	指名者
前任学生長	最上級学年学生長	1	約6ヶ月	学生部長
学 生 長	各 学 年	1		
副学生長	各 学 年	2		

(短期勤務学生)

名 称	サービス学生	サービス人員	サービス期間	指名者
教務班長	各 学 年	1	1 週	学生課長
寄 宿 舎 日 直	寄 宿 舎 に居住する 学 生	各学年 女子1 男子1	1 日	学生課長

(前任学生長及び学生長の任務)

第6条 学生長は、学生課長の指導監督の下、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 儀式、その他指示された場合に所属学年を指揮すること。
- (2) 所属学年に係わる規律の維持及びサービス事故等に関すること。
- (3) 所属学年が自主的に行う行事に関すること。
- (4) 最上級学年学生長は、前任学生長として上記の他、技官候補看護学生全体に関わる事項について、他の学生長に対する指示、統制、調整等の業務を行う。
- (5) その他学生課長及び前任学生長の指示する事項に関すること。

(副学生長の任務)

第7条 副学生長は、学生長の業務を補佐するとともに、学生長に事故がある場合は、その業務を代行する。

(教務班長の任務)

第8条 教務班長は、確実な人員掌握を行う等、教官等の授業進行に対し、教務班等における積極的かつ主導的な役割を果たすのとし、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 教務班として行動する場合の班の掌握及び指揮に関すること。
- (2) 授業開始時における技官候補看護学生の総員、事故者数、現在員並びに事故者の個名及び事故内容の担当教官への報告に関すること。
- (3) 教務に関する命令等の受領及び伝達に関すること。
- (4) 教場の整理整頓及び施錠に関すること。

(5) 教務及び訓育の出欠並びに欠課届の確認に関すること。

(6) 教務、選択科目及び臨地実習の出欠簿の教務課への提出に関すること。

なお、2部授業や選択科目の教務班長は、指名表によらず参加学生が担当する。

(7) 出欠簿

ア 教務班長は、出欠を確認した後、出欠簿を授業開始前の教官の机上に提出し、授業終了後教官の認証を受けるものとする。

イ 前号の出欠簿には、欠席、遅刻及び早退をインクで記入するものとする。ただし、確認できないときには、鉛筆書きとし、授業終了後確認するものとする。

(8) その他教官等の指示された事項に関すること。

(寄宿舎日直)

第9条 寄宿舎日直は、学生課長の指導監督の下、学生長の指示を受け次の役割を担う。

(1) 寄宿舎における規律の維持に関すること。

(2) 点呼における人員掌握及び学生隊当直幹部への報告に関すること。

(3) 外出届出の取りまとめ、及び外出人員掌握に関すること。

(4) 授業時間外における非常の場合又は学生に事故が発生した場合の速やかな学生隊当直幹部への報告とその指示事項の実施に関すること。

(勤務学生の交代要領)

第10条 小隊学生長及び小隊副学生長は、学生部長の定めるところにより交代するものとする。

2 教務班長は、月曜日に交代するものとする。

(識別章等)

第11条 学生長及び副学生長は、別表第1に定める識別章を表示するものとする。

2 教務班長は、別表第1に定める勤務腕章を左上腕中央に着用するものとする。

第3章 申請及び報告

(許可申請及び報告の手続)

第12条 学生は、申請又は報告する場合は、学生部学生課学生係（以下「学生係」という。）を通じて行うものとする。

(事故報告)

第13条 学生は、事故が発生した場合は、学生係（勤務時間外にあっては、学生隊当直幹部）に速やかに報告し、指示又は指導を受けるものとする。

(報告等の様式)

第14条 学生が申請又は報告を行う場合において、様式等の定めがないものについては、別記様式第1によるものとする。

第4章 起居容儀

(学生の居住場所)

第15条 学生は、別に定める規則により寄宿舎に入居を許可された場合、寄宿舎に居住することができる。

(授業等の計画されていない時間)

第16条 授業等が計画されていない時間において校内に残留する学生は、教職員、医学科学生及び自衛官候補看護学生等の勤務時間を考慮し、看護学に係る教養を高めるなど自己の研さんに努めるものとする。

(朝礼等)

第17条 朝礼等の実施については、学生部長が指示する。

(環境の整理)

第18条 学生は、衛生状態を良好にし、清新な気分をもって生活することができるよう環境を整理し、清潔整頓の維持に努めるものとする。

(賭博行為の禁止)

第19条 学生は、校内において賭博行為をしてはならない。また、麻雀、花札等を所持し、使用してはならない。

(アルバイト)

第20条 学生は、報酬を得ると得ないにかかわらず、防衛省以外において就労する場合は、学校長に届けなければならない。

(飲酒の制限)

第21条 学生は、第2項に定める場合を除き、校内において飲酒してはならない。ただし、学生部長の定めるところにより特に許可された場合はこの限りでない。

2 防衛医科大学学校長（以下「学校長」という。）が行う儀礼的渉外業務に参加する場合並びに金曜日及び休前日の課業終了後から営業終了までの間、学生センター内の喫茶及び食堂においては、飲酒を許可する。

(物品の取扱い)

第22条 学生は、貸与された物品を許可なく改造又は変形してはならない。

2 物品を亡失又は損傷したときは、速やかに学生係に報告して指導を受けるものとする。

(私物品の制限)

第23条 学生が校内において所持する私物品は、質素を旨とし、必要最小限とするよう努めるものとする。

2 学生部長は、必要に応じ校内における学生の私物品の所持に関し規制することができる。

(私有車両の規制)

第24条 学生は、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車（以下「車両」という。）を校内において保有してはならない。

2 学生は、車両を校外において保有する場合は、学生部長に届け出るものとする。

(部外における意見発表、印刷物の作成配布及び掲示等)

第25条 学生の部外における意見発表、印刷物の作成配布及び掲示等は、次の各号によるものとする。

- (1) 部外の新聞雑誌等に論文記事を投稿し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて意見を発表し、又は講演等で意見発表を行う場合は、学生課長に届け出るものとする。ただし、大学校若しくは防衛省・自衛隊に関する内容を含んだものについては、学校長の許可を受けなければならない。
- (2) 広告、パンフレット、新聞、ホームページ及び雑誌等を作成し、配布又は掲示するに当たっては、次表の区分による許可権者の許可を受けなければならない。

許可権者	区 分
学校長	部外者から依頼されて、作成し、配布又は掲示するもの
	自ら作成し、その配布又は掲示が校外に及ぶもの
学生部長	自ら作成し、その配布又は掲示が校内にのみ及ぶもの
学生課長	自ら作成し、その配布又は掲示が寄宿舍内にのみ及ぶもの

(募金、署名及びアンケート等の活動)

第26条 学生は、募金、署名及びアンケート等の活動を行うに当たっては、次表の区分による許可権者の許可を受けなければならない。

許可権者	区 分
学校長	校外からの働きかけに応じて活動を行うとき
	自ら企画し、その活動が校外に及ぶとき
学生部長	自ら企画し、その活動が校内にのみ及ぶとき
学生課長	自ら企画し、その活動が寄宿舍内にのみ及ぶとき

(団体活動)

第27条 学生が、団体を組織し、又は大学校以外の団体に加入するときは、学校長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の団体を解散し、又は団体から脱退したときは、学校長に届け出るものとする。

(面会)

第28条 学生の面会許可時間は、学生部長の定めるとおりとする。

(教場の利用)

第29条 学生は、定期試験開始1週間前から試験終了までの間、教務課と調整し、教室その他の教場を利用することができる。

(部外研修及び学会等参加手続き)

第30条 学生が看護学に関する知識を広めるために部外研修又は学会等に参加する際は、次の各号に掲げる手続きによるものとする。この際、部外研修又は学会等参加の申請基準は、厚生労働省の認定する研修指定病院若しくはこれに準ずる病院又は教務部長が認める学会等とする。

- (1) 部外研修及び学会等に参加する2週間前(海外渡航を伴う場合、3週間前)までに部外研修・学会等参加申請書(別記様式第2)により医学教育部長の承認を受ける。この際、授業等の欠課を伴う場合には、欠課届(別記様式第3)又は欠課願(別記様式第4)を提出する。

(2) 承認された部外研修・学会等参加申請書（別記様式第2）、誓約書及び受託書（別記様式第5）を学生課に提出する。

(3) 部外研修終了後及び学会等参加後の2週間後までに、部外研修・学会等参加成果報告書（別記様式第6）を学生課に提出する。

（校内の服装）

第31条 学生は、校内で私服を着用する場合は、華美な服装を避け、学生としての規範と品位を保つように努めるものとする。

（貸与品の校外持出）

第32条 学生は、貸与された物品を校外に持ち出すときは、物品持出許可願（別記様式第7）を学生係に提出し、学生課長の許可を受けるものとする。

2 学生課長は、学生に貸与品の校外持出しを許可するときは、物品持出許可証（別記様式第8）を交付する。

第5章 休暇等

（年次休暇等）

第33条 年次休暇及び年次休暇以外の休暇の承認を受けようとする学生は、休暇簿にあらかじめ記入して学校長に請求するものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

（行動計画）

第34条 学生は、長期間にわたり出勤を要しない期間のうち、学生部長が指示した期間については、学生部長が別に定める行動計画を作成し、提出するものとする。

（勤務時間に遅れるときの処置）

第35条 校外に居住、外出又は休暇中の学生において、病気、交通機関の事故その他やむを得ない理由により、勤務開始時刻に遅れると予測されるときは、学生係（勤務時間外にあっては、学生隊当直幹部）にその旨を連絡して指示を受けるとともに、臨機の処置により出勤するものとする。

なお、勤務開始時間に遅れた場合は、出勤後速やかに遅延理由を示す証明書（医師の診断書又は市町村長、警察署長若しくは駅長等の発行する事故証明書等）を学生隊当直幹部又は学生係に提出するものとする。

（海外渡航）

第36条 学生が休暇等を利用して本邦以外の地域に渡航する時は、当該休暇開始の14日前までに海外渡航承認申請書（別記様式第9）に親権者の同意書（別記様式第10、又は別記様式第11）を添付して学校長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の海外渡航申請に対する承認又は不承認は、海外渡航承認（不承認）書（別記様式第12）をもって回答する。

（防疫）

第37条 学生は、外出又は休暇中やむを得ず伝染病流行地に宿泊し、また同地を通行

したときは、寄宿舍に居住している者は帰校後寄宿舍に立ち入ることなく、校外に居住している者は出勤する前に学生係（勤務時間外にあつては、学生隊当直幹部）に報告し、指示を受けるものとする。

第6章 健康管理

（健康診断）

第38条 学生は、健康診断、予防接種及び検査等が行われるときは、全員これを受けなければならない。

第7章 安全管理

（安全管理）

第39条 学生は、常に安全管理に関する諸規定に従い、災害の防止に努めるものとする。

第8章 非常時の行動

（非常時の行動）

第40条 学生は、天災地変、火災又はその他の非常時においては、学生係又は学生隊当直幹部の指揮を受けるものとする。

2 学生は、校外において、前項の事態が大学校において発生したことを知った場合は異常の有無を学生係に連絡しなければならない。

第9章 雑則

（危険を伴うと予想される活動）

第41条 学生が次の各号に掲げる活動を実施するときは、3日前までに学生部長に届けるものとする。

- (1) モトクロス、ラリー
- (2) スカイダイビング（地上訓練を除く。）
- (3) 航空機操縦
- (4) スキューバダイビング
- (5) 登山（ロッククライミングを含む）
- (6) ヨット帆走
- (7) ハンググライダー
- (8) トライアスロン及びハーフマラソン以上のマラソン
- (9) 自転車競技
- (10) 前各号に掲げるもののほか、危険を伴うと予想される行動

（委任規定）

第42条 この技官候補看護学生心得の実施に関し必要な事項は、学生部長の定めるところによる。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

学生長、副学生長の識別章

1 学生長、副学生長（桜1個）

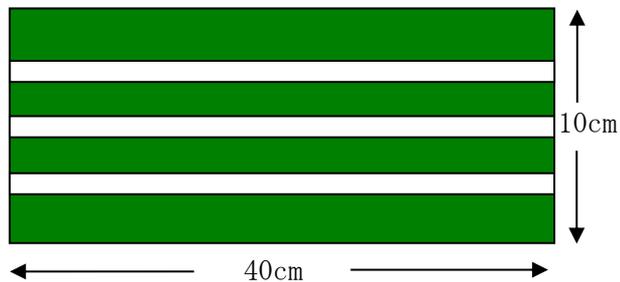


勤務学生	桜の色	線の色
第4学年学生長	金	青
第3学年学生長		緑
第2学年学生長		黄
第1学年学生長		白
第4学年副学生長	銀	青
第3学年副学生長		緑
第2学年副学生長		黄
第1学年副学生長		白

備考：1 第2、第3、第4学年学生長は中央白ライン、第1学年学生長は中央グレーラインあり。

2 名札（学年章）の5mm上部に識別章を装着する。

2 教務班長等の勤務腕章



区 分		腕章の地色	線の色及び数
教 務 班 長	4年	緑色	白線 3本
	3年		白線 2本
	2年		白線 1本
	1年		なし

備考：線の幅は1.5cmとする。

別記様式第1 (第14条関係)

学校長	副校長				総務部長	学生部長	総務課長
	企画・管理	教育	診療	学生・防衛 医学研究			
学生課長	補導係長	関係職員	学生係				

願 (届)

年 月 日

殿

看護学科 (技官候補看護学生) 第 学年 (氏名)

下記の事由により 願 (届) 出ます。

事由	
添付書類	
所見	

別記様式第2 (第30条関係)

医学教育部長	教務部長	教務課長	教務課課長補佐	学生部長
学生課長	補導係長	学生係	関係教授	

部外研修・学会等参加申請書

参加者	看護学科 (技官候補看護学生)	
	第 学年 学番:	氏名
期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
部外研修名 又は 参加学会名		
主要研修内容 又は 参加の概要		
部外研修・参加先	施設等名	
	施設等の長	
	指導者	
	住所	〒
	電話番号	
	紹介者	
宿泊等	宿泊先名	
	住所	〒
	電話	
	給食	
関係教授の意見 (推薦者等)	氏名	
備考		

別記様式第4（第30条関係）

欠 課 願

防衛医科大学校長 殿

看護学科（技官候補看護学生）

第 学年 班

学籍番号

氏 名

1 期 間

自 年 月 日 時限

至 年 月 日 時限

2 やむを得ない事由

3 添付書類その他

4 あらかじめ申請できなかった場合の特段の事情

5 看護学生係確認

階級：

氏名

学校長の承認又は不承認

承 認

不承認

別記様式第5（第30条関係）

誓 約 書

年 月 日

防衛医科大学校長 殿

看護学科 技官候補看護学生 第 学年 氏名

私は、 年 月 日から 月 日までの間_____に
おける自主研修にあたっては、下記の事項を厳守いたします。

記

- 1 医師法及び保健師助産師看護師法にふれる行為は一切致しません。
- 2 報酬（物品を含む。）は一切受領致しません。

受 託 書

貴大学の看護学生の研修の受入れについて了承致します。

年 月 日

施設名：_____

研修責任者：_____

別記様式第6 (第30条関係)

医学教育部長	教務部長	教務課長	教務課課長補佐	学生部長
学生課長	補導係長	学生係	関係教授	

部外研修・学会等参加成果報告書

参加者	看護学科 (技官候補看護学生) 第 学年 学番: 氏名
期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
部外研修名 又は 参加学会名	
主要研修内容 又は 参加の概要	
研修又は 参加所見	
関係教授の所見 (推薦者等)	氏名

別記様式第7 (第32条関係)

物品持出許可願

学生課長	学生係長

看護学科 (技官候補看護学生)
第 学年

下記物品の持出を許可されたく申請する。

物品名	数量	返納予定期日	備考

年 月 日

別記様式第8 (第32条関係)

物品持出許可証

看護学科 (技官候補看護学生)
第 学年

氏名 _____

上記の者に対して下記の物品の持出を許可する。

物品名	数量	返納予定期日

年 月 日 学生課長

別記様式第9（第36条関係）

海外渡航承認申請書

防衛医科大学校長 殿

年 月 日

看護学科（技官候補看護学生） (ふりがな)

第 学年 氏 名

生年月日 年 月 日（歳）

下記のとおり海外渡航したいので、承認されたく申請する。

記

- 1 渡 航 先
- 2 旅行日程
- 3 渡航目的
- 4 招へい者
- 5 旅費負担者
- 6 同 行 者
- 7 今回の渡航と同一の国、地域へ過去6ヶ月以内（今回の渡航日から）渡航の有無
(有る場合は時期を付記)

別記様式第10（第36条関係）

防衛医科大学校長 殿

同 意 書
(※20歳以上の学生)

看護学科（技官候補看護学生）

第 学年

氏 名

今般、標記の者が海外渡航する事に同意します。

- 1 渡航先
- 2 渡航目的
- 3 同行者

年 月 日

住 所

氏 名

(自 署)

※ 年齢の基準日は署名欄の年月日とする。

別記様式第11（第36条関係）

防衛医科大学校長 殿

同 意 書
(※20歳未満の学生)

看護学科（技官候補看護学生）
第 学年
氏 名

今般、標記の者が海外渡航する事に親権者として同意します。
なお、海外渡航中に生じた一切の事項については、御迷惑をおかけいたしません。

- 1 渡航先
- 2 渡航目的
- 3 同行者

年 月 日
住 所
氏 名
(自 署)

※ 年齢の基準日は署名欄の年月日とする。

別記様式第12（第36条関係）

海外渡航承認（不承認）書

防衛医科大学校学生

看護学科（技官候補看護学生） 第 学年 氏名

年 月 日付で申請があった海外渡航については、

{ 下記のとおり承認する。
{ 承認しない。

年 月 日

防衛医科大学校長

記

1 渡 航 先

2 目 的

3 期 間 年 月 日から
年 月 日まで（ 日間）